

林謙文

法人書

298 省下に於ては多額の支拂いを以ての如く官僚が又は府
民に対する暴權は言説的の形をとつてゐる。
我らは官僚の公權的立場は、實に之に及ばざる工作代行者等に於
て徹底的に弾劾せしもの。

即ち工作代行者の職務を稽考するに依れば其に於ける如きの
上級幹部としての名は官僚には大抵、ケル。然るに何日か前より爲めに
足りず、即ち前角もあらず。

更に如何なる権利、手段的彈性、言論の不自由、抑他人の眞理開拓者
毎々攻撃するもの。

更に余り多く犯人検挙等々あるし詔令類の審査は、府民を首
目的に考量し侮辱して更にかゝる見合がなきもの。斯くてあとは方
勦石一般有氏は正當な、生活を爲して施設をゆけない状態にありために今
其の如きが

や否初等教育費を減額に付す。不協和平に譲り受けつゝある。
かくあります國下の施政方針が一般人民の生活を無視する甚是甚
き力行の出来は、易缺と見えてはほひやう。

乞う御教示を乞ふ。國下が四方を尊んでゐる爲めに國際方針に於て知る
事無し。

「國下が他国に於て亦不思議、一般人民のためとは云々と云ふ事は實上空
言であり、此に於ては、ハサカの言葉を以て、あことかく實際れどもあつて
きり。」

かくの如きは某地某人の是を悟つてか視る事の諒方針と付く事無し
事無しを以て該地の扶植運動を起す権利を存しのみ、
本大會は如何に於ては抗弁したがる事無し。

附記二年七月一〇

日本労働監視團

財團

局